

4 年金・手当等

(1) 障害基礎年金（国民年金）

◆対象者

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方に支給されます。

(1) 20 歳以後の障がい

国民年金法に定める障害等級 1・2 級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方のうち、その障がいの原因となった病気・けがの初診日（初めて診療を受けた日）の時点で、

- ① 国民年金に加入している方
- ② 被保険者の資格を失ったあと、60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所のある方
（原則として、老齢基礎年金の未請求者に限る）

のいずれかで、初診日の前日において初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の 3 分の 2 以上ある方。または、初診日が令和 18 年 3 月 31 日以前である場合は、初診日の前日において初診日の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納期間がない方。（初診日以降に納付された保険料は納めた期間となりません）

(2) 20 歳前の障がい

20 歳前に初診日がある場合は、20 歳になったとき（初診日から 1 年半を経過していること）にその病気・けがによる障がいがある場合に国民年金法に定める障害等級 1・2 級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。（所得制限あり）

【問い合わせ先】 各区役所区民課（国保年金班） 電話番号 P109～110 参照

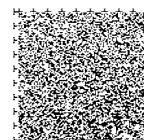
(2) 障害厚生年金・障害共済年金

障がいの原因となった病気・けがの初診日の時点で、厚生年金または共済組合に加入していた方のうち、それぞれに定める障害等級に該当する方に支給されます。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 障害厚生年金：年金事務所、障害共済年金：各共済組合

(3) 特別障害給付金

国民年金の任意加入対象者で任意加入していなかったために、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者に特別障害給付金が支給されます。



◆対象者

- (1)平成 3 年 3 月以前の任意加入対象であった学生
- (2)昭和 61 年 3 月以前の任意加入対象であった厚生年金・共済組合等に参加していた人の配偶者

上記(1)(2)に該当する方で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在国民年金法に定める障害等級 1・2 級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。（所得制限あり）
ただし、65 歳に達する前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

【問い合わせ先】 各区役所区民課（国保年金班） 電話 P109～110 参照

（4）特別障害者手当・障害児福祉手当

<特別障害者手当>

重度の障がいのため日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の方に支給されます。（所得制限あり）

ただし、病院または診療所に継続して 3 ヶ月を超えて入院している方や施設入所者には支給されません。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

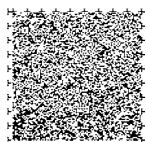
- (1)おおむね、重度の障がいがある方
- (2)重度の肢体不自由（寝たきり等）で、日常生活動作が一人ではほとんどできない方
- (3)絶対安静の症状が長く続いている方
- (4)重度の精神障がい（知的障がいを含む）のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどない方

◆申請に必要なもの

- ①所定の診断書（特別障害者手当認定診断書）
- ②年金・扶助料等の全ての証書と改定通知書（振込通知書）
- ③本人名義の普通預金通帳
- ④身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- ⑤所得証明書（省略できる場合があります）
- ⑥マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所



<障害児福祉手当>

重度の障がいのため日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の方に支給されま

す。(所得制限あり)ただし、施設入所者には支給されません。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳 1～2 級相当の障がいのある方
- (2)療育手帳 A1 相当の障がいのある方
- (3)その他(1)(2)と同程度の障がいのある方

◆申請に必要なもの

- ①所定の診断書（障害児福祉手当認定診断書）
- ②本人名義の普通預金通帳
- ③身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- ④マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話番号 P109～110 参照

(5) 特別児童扶養手当

20 歳未満の（法令により定められた程度の障がいの状態にある）障がい児を監護・養育する父母等に支給される手当です。(所得制限あり)

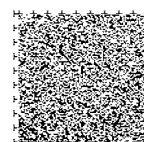
受給資格が認定（診断書等で判断）されると、障がい程度（1 級・2 級）に応じて、申請月の翌月分から、原則として毎年 4 月・8 月・11 月に手当が支給されます。

※手当の受給（申請）ができない方

- (1)監護、養育している障がい児が、単独で施設等に入所しているとき
- (2)監護、養育している障がい児が、日本国内に住所を有していないとき
- (3)監護、養育している障がい児が、当該障がいを支給事由とする年金を受給しているとき等

◆申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本または戸籍一部事項証明書
 - ②所定の診断書（特別児童扶養手当用診断書。省略できる場合があります。）
 - ③請求者名義の通帳
 - ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
 - ⑤マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ※ ①戸籍謄本等は申請日から遡って 1 ヶ月以内に取得したものがが必要です。
- ※ ②診断書は、申請日から遡って 2 ヶ月以内に作成されたものがが必要です。



◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所福祉課 電話 P109～110 参照

(6) 児童扶養手当

父又は母のいない児童や、一定の障がいのある父又は母（障害基礎年金 1 級程度）を持つ児童等を監護している母又は父、及び母又は父にかわってその児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。

対象となる児童は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある児童または 20 歳未満で一定の障がいのある児童です。ただし、児童が施設に入所している場合は支給されません。

児童が公的年金等を受けることができる場合や、父又は母に支給される公的年金の加算対象となっている場合は、児童扶養手当額から公的年金等の額および公的年金の加算額を差し引いた額で支給されます。

公的年金のうち障害基礎年金等を受けている場合は、児童扶養手当額から障害基礎年金等の加算額を差し引いた額が支給されます。

◆申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②健康保険情報が分かるもの（マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ等）
（生活保護世帯の方は、お持ちの方のみ）
- ③請求者の年金証書
- ④請求者名義の通帳
- ⑤養育費受領を確認できる書類（お持ちの方のみ）
- ⑥身体障害者手帳（等級による）、療育手帳（お持ちの方のみ）
- ⑦マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑧その他状況に応じて必要な書類

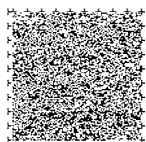
◆申請窓口

各区役所保健こども課、各総合出張所

【問い合わせ先】 各区役所保健こども課 電話 P109～110 参照

(7) 心身障害者扶養共済制度

加入者が死亡又は重度障がいを有する状態になった場合、障がいのある方に年金（1 口につき月額 20,000 円）が支給されます。1 人 2 口まで加入することができ、掛金は加入時の年齢等により 1 口につき、月額 9,300 円～23,300 円です。納められた掛金は返還されません。



◆加入者の要件

- (1)市内に住所を有すること
- (2)加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- (3)生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆障がいのある方の範囲

- (1)知的障がい
- (2)身体障害者手帳を所持し、その障がい1級から3級までに該当する障がい
- (3)精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）で、その障がいの程度が上記(1)または(2)の者と同程度と認められる方 ※障がいの程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

◆申請に必要なもの

加入者・障がい者の状況に応じて必要なものが異なりますので、詳細は障がい福祉課までお問い合わせください。

◆申請窓口

障がい福祉課

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(8) 生活福祉資金貸付制度

障がい者世帯等に対し、必要な資金の貸付と相談援助を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようになることを目的として支援します。

<総合支援資金>

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計相談等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金

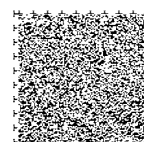
<福祉資金・教育支援資金>

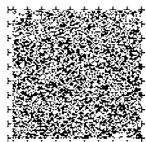
生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれた費用（生業・進学・技能取得・住宅の増改築・福祉用具・障がい者用自動車購入に必要な経費等）

◆貸付利子

連帯保証人あり：無利子

連帯保証人なし：1.5% ※教育支援資金：連帯保証人不要で無利子





◆申込条件

- ①他の貸付制度を利用できる場合は、それを優先します。
- ②資金借入及び償還期間は、相談支援を受けることになります。

※次の方は、借りることができません。

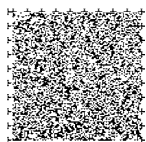
- ・過去に生活福祉資金を借りて滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- ・資金借入により、自立した生活及び償還（返済）が見込めない場合
- ・会社や団体による借入

<不動産担保型生活資金>

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金です。

貸付対象要件	①原則 65 歳以上の世帯で市県民税非課税か均等割課税の低所得者世帯 ②当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること。建物のみの所有や集合住宅（マンション）は対象外 ③土地の評価額 1,000 万円以上であり、不動産に担保権等（抵当権・賃借権等）が設定されていないこと
貸付限度額	土地評価額の 7 割を基準
貸付月額	1 ヶ月あたり 30 万円以内（個別に設定）
貸付利率	年利 3%又は毎年 4 月 1 日時点の銀行長期最優遇貸出金利の低い利率を基準
貸付期間	借受人の死亡時期までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで
償還期間	据置期間の終了時までに償還
償還の担保措置	◎推定相続人の中から連帯保証人を 1 人立てる ◎当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登記が必要となること
借入にあたっての注意点	◎推定相続人に本制度利用についての承諾が必要となります ◎借受人が死亡した場合は、相続人には当該不動産を売却し貸付金を返済していただきます（同居している配偶者は貸付契約を継承し住み続けることができます） ◎事前の承諾なしに、新たに同居人を増やしたり、増改築することができません

【問い合わせ先】	熊本市社会福祉協議会	中央区事務所	電話 096-288-5081
		東区事務所	電話 096-282-8379
		西区事務所	電話 096-288-5817
		南区事務所	電話 0964-28-7030
		北区事務所	電話 096-272-1141
	総合相談センター	総合相談・貸付班	電話 096-288-2742



(9) 生活保護

世帯の収入が国の定める最低生活費に満たない世帯に対し、他制度等を活用しても足りない部分を補う制度です。世帯の資産や収入等に応じ、適用の可否のほか、その程度を決定します。

【問い合わせ先】 各区役所保護課 電話 P109～110 参照

(10) 福祉金庫

熊本市に 1 ヶ月以上居住する生活困窮者で、世帯を更生させるための資金等が一時的に必要な方が対象となります。

生活保護世帯は、保護課の担当ケースワーカーにご相談ください。

貸付限度額	50,000 円以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	1 名必要

【問い合わせ先】 熊本市社会福祉協議会 P107 参照

